

営業秘密をめぐる 法律問題

編集発行 みずほ総合研究所

「基本解説+判例紹介+ モデル書式例」で業務に役立つ

企業経営における営業秘密の重要性
不正競争防止法と営業秘密
退職者の競業禁止制限
外部企業との秘密保持契約
就業規則、営業秘密管理規程、退職時誓約書

もらうことで、競業他社から予期しない損害賠償請求を受けないようになります。

えられます。

そのような場合に、事前に秘密保持契約を交わしていないと、開示した自社の営業秘密を相手方が無関係の第三者に漏洩したり、本来の目的以外に流用したりすることを有効に防ぐことができません。

◆6 外部企業との契約による保護

企業が外部企業と何らかの事業提携や共同開発等を行う場合、様々な情報、図面、データ、サンプル等を相互に開示し合うことがよくあります。それらの情報の中には、自社の重要な営業秘密が含まれることが多く、無関係の第三者への漏洩等を防がねばなりません。

そこで、前述の不正競争防止法等による保護だけでなく、当事者同士で秘密保持契約を締結し、お互いに相手方の秘密情報を第三者に開示せず、また、所定の目的以外に流用しないことを誓約することが行われます。書面の契約を交わすことで、相手方に秘密を保持すべき契約上の義務があることを認識させ、秘密の漏洩等を未然に防止する効果が期待できます。また、万一相手方が秘密情報を漏洩・流用した場合には、契約違反として損害賠償請求等の法的措置をとることができます。

(1) 秘密保持契約が必要な場面

企業が外部企業との取引やその準備段階で、自社の営業秘密を開示せざるを得ない場面は多數あります。例えば、他社と合弁事業やM&A等の事業提携を行う準備段階として、自社の財務情報や営業データを相手方に開示することが必要となります。また、他社と共に研究や共同での製品開発を行う可能性を検討するために、自社の過去の実験データや試作サンプルを相手方に提供して評価してもらう場合があります。

さらに、他社に技術ライセンスや自社製品の販売をオファーするため、他社とのミーティングやメール交信の中で、自社技術や製品の仕様、図面、データ等を詳しく説明する必要に迫られることもあります。

(2) 秘密保持契約の種類

なお、上記の問題は、相手企業が外国企業の場合、より深刻です。外国企業ゆえに相手方の活動を把握することが困難で違反行為を見にくいため、より厳格な秘密保持契約（英語で「NDA」(Non-Disclosure Agreement の略)といいます）を締結し、締後も相手の動きに目を配ることが求められます。

ここで留意すべきは、相手方から「片務型」の秘密保持契約書が提示され、自社のみが義務を負うことと要求された場合です。たとえ主要な情報を開示するのが主に相手方であつたとしても、その後の評価や相手方との打ち合わせの段階で、自社からも種々の情報、データ、知見等を開示する可能性があるので、なるべく「双務型」の契約に変更するよう要求するのが賢明です。

(3) 秘密保持契約に盛り込むべき規定

秘密保持契約書には、以下の規定を盛り込むことが必要です。

① 秘密にすべき対象の特定

どの情報を秘密にすべきなのが契約上特定されないと、将来相手企業とトラブルのもとになります。これから開示する予定の書類や情報を全て契約上リストアップすることは不可能なので、ある程度抽象的な表現にならざるをえませんが、例えば、「〇〇〇〇に関する図面、仕様書、データ、サンプル、その他の技術情報」など、少なくとも製品や技術分野は特定しておくべきです。

厳密な秘密保持契約書では、秘密保持義務を負う対象を、原則として「秘」や「Confidential」等の印を付した有体物の書類やサンプル等に限定し、口頭で開示した情報をお互いに譲り合いたい場合には、口頭で開示した日から所定の期間内に、話した内容を要約した文書を相手方に提出することを義務付ける場合があります。日頃から社内の秘密文書に秘密情報であることが明確にわかる印を付けるよう努めることや、相手企業に秘密情報を開示する際には、その開示方法が秘密保持契約の要件に合致しているかを確認することが肝要です。

なお、(i) 公知の情報、(ii) 相手方から受領する前から自ら保有していた情報、(iii) 自らが独立して取得した情報は、秘密保持義務の対象から除外されるのが普通です。

② 第三者への漏洩禁止

相手方から受領した秘密情報を第三者に開示してはならない旨を規定します。秘密保持契約書の中心をなす規定です。「第三者」ですから、自社内の別の従業員と相手から受領した情報を共有することは問題ありません。但し、契約書によつては、社内での情報の共有を、その案件の関係者、すなわちその情報を「知る必要がある」従業員のみに限定し、無関係な従業員への情報拡散を禁止するものもあります。

なお、「第三者」の中には特許権も含みますので、例えば、相手から受領した発明情報を特許明細書に記載して勝手に特許出願した場合は、秘密保持契約の違反になります。

③ 目的外流用禁止

秘密情報を相手に開示することには何らかの目的があるはずです。例えば、技術ライセンスを受けるかどうかを検討する目的で、相手に秘密情報を開示した場合に、その目的を超えて、相手が社内他の研究開発にその情報を流用してしまった場合、甚大な損害を被る可能性があります。この場合、秘密情報は社外に出ていないので、上記の第三者への漏洩にはあたりません。

そこで、秘密保持契約書では、例えば、「技術ライセンス契約締結の可能性を検討する目的」等と、秘密情報を開示する目的を明記し、その目的以外への秘密情報の流用を禁止する規定を盛り込むことが求められます。この規定がない不十分な秘密保持契約書が散見されますので、ご留意ください。

④ 秘密保持期間

何年間相手方の秘密を保持する義務があるのかを契約書に明記します。例えば、技術提携の可能性を検討する期間を6か月とします。秘密保持期間はその検討期間終了後も5年間存続することとします。秘密保持期間が短かすぎると、その期間満了後は相手方が自由にその情報を使えることになります。反対に、秘密保持期間が長すぎると、既に陳腐化した情報についてもずっと秘密保持契約の制約を受けることになり、企業活動にマイナスとなります。一般的には、技術革新のスピードが速いハイテク・コンピュータ関連の秘密保持契約の期間は比較的短く3～5年程度、反対に、長期の開発期間を要する医薬・バイオ関連の秘密保持契約の期間は、5～10年程度と長い傾向があります。中には、契約期間の定めがなく、その情報が公知になるまで半永久的に秘密保持義務が続く契約もあります。

(4)秘密保持契約に関する留意点

- ① 秘密情報を開示する立場
秘密保持契約に頼りすぎるのは禁物です。秘密保持契約を結んで

【秘密保持契約書　書式1（双務型）】

秘密保持契約書

株式会社〇〇（以下「甲」という）と株式会社△△△（以下「乙」という）とは、甲が開発した□○を使用した●を共同で開発することとの可能性を検討すること（以下「本検討」という）に関連し、相互に開示する秘密情報を取り扱いについて、次のとおり契約する。（注1）

第1条（定義）　本契約において「秘密情報」とは、本契約締結の事実及びその内容、並びに、本検討に関連する技術上及び業務上の一切の書類、図面、サンプル、知識、情報をいう。但し、次の各号の一に該当するものは除外する。

（1）相手方から開示を受けた際、既に自らが所有していたことを立証し得るもの

（2）相手方から開示を受けた際、既に公知または公用であつたもの

（3）相手方から開示を受けた後、自らの責によらないで公知または公用となつたものの

（4）秘密情報を利用することなしに独自に開発したことを立証し得るもの

（5）権利を有する第三者から合法的に入手したもの
第2条（秘密保持）　甲及び乙は、相手方から受領した秘密情報を秘密に保持し、事前の相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示または漏洩しないものとする。（注2）

第3条（目的外流用禁止）　甲及び乙は、相手方から受領した秘密情報を本検討の目的にのみ使用し、それ以外の目的には一切使用しないものとする。（注3）

第4条（開示の範囲）　甲及び乙は、相手方から受領した秘密情報を、自己の役員又は従業員であつて本検討に従事し業務遂行上秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとする。甲及び乙は、当該役員または従業員に対して本契約で定める義務を遵守させるものとする。

第5条（情報等の返還）　甲及び乙は、相手方から書面による要求があつた場合、相手方から受領した秘密情報を返還し、または相手方の指示に従い廃棄するものとする。

第6条（有効期間）　本契約の有効期間は、本契約の締結日から3年間とする。

第7条（協議）　本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

注1　秘密保持の対象と契約の目的を明確にするため、「本検討」の内容はできるだけ具体的に書くことが望ましい。

注2　双方の当事者が秘密保持義務を負う「双務型」の契約である。

注3　所定の目的以外に秘密情報を流用されることを防ぐ規定である。

【秘密保持契約書 書式2（片務型）】

秘密保持契約書

株式会社〇〇（以下「甲」という）と株式会社△△（以下「乙」という）とは、甲が乙に□□（以下「本製品」という）の製造を委託する可能性を探検し、（以下「本検討」という）するため、甲が乙に開示する秘密情報の取扱いに關し、次のとおり合意する。

第1条（定義） 本契約において、「本秘密情報」とは、本製品に關し甲が乙に開示する次のものをいう。（注1）

（1）書類、図面、写真、サンプル、光ディスク、磁気ディスク等の有形物により開示されるもので、当該有形物に「秘密」である旨が表示されたもの。

（2）電子メール等の方法により電子ファイルの形式で開示されるもので、当該電子ファイルに「秘密」である旨が表示されたもの。

（3）口頭又はデモントレーラーにより開示されるもので、開示の時に秘密である旨を明示し、開示後20日以内にその内容を記した書面が乙に提示されるもの。

第2条（秘密保持） 乙は、甲から開示を受けた本秘密情報を秘密に保持し、事前の甲の書面による承諾なしに第三者に開示せず、また、本検討の目的以外に使用しない。但し、次の各号の一に該当するものはこの限りではない。（注2）

（1）甲から開示を受けた際、既に自らが所有していたことを立証し得るもの。

（2）甲から開示を受けた際、既に公知または公用であったもの。

（3）甲から開示を受けた後、自らの責によらないで公知または公用となつたもの。

（4）本秘密情報を利用することなしに独自に開発したことを立証し得るもの。

（5）権利を有する第三者から合法的に入手したもの。

第3条（開示の範囲） 乙は、甲から受領した本秘密情報を、本検討の遂行のために知る必要のある自己の役員及び従業員にのみ開示するものとし、当該役員及び従業員に本契約と同様の秘密保持義務を負わせるものとする。

第4条（情報等の返還） 乙は、甲から書面による要求があつた場合、甲から受領した本秘密情報を返還し、又は甲の指示に従い廃棄するものとする。

第5条（不許諾） 本契約に基づき相手方に開示された情報等について、知的財産権を含む如何なる権利も相手方に譲渡又は許諾されたと解釈してはならない。

第6条（第三者との契約） 甲及び乙は、本契約に基づく義務に違反しない限り、第三者との間で本検討と同種の検討、研究開発、取引、提携等を行うことができる。（注3）

第7条（有効期間） 本契約は、本契約の締結日から5年間有効とする。

注1 秘密保持の対象を「秘密」の表示がある有形物と、口頭の場合には後日書面で確認したものに限定し、秘密にすべき対象の明確化を図っている。

注2 乙のみが秘密保持義務を負う「片務型」の契約である。

注3 第5条と第6条は秘密保持契約に盛り込まれることが多い確認規定である。